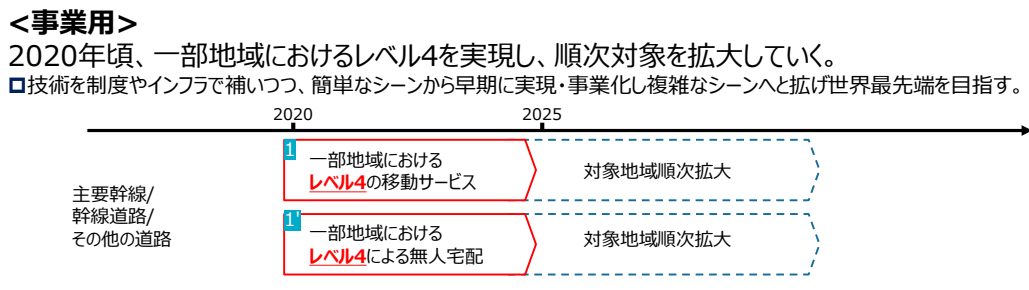
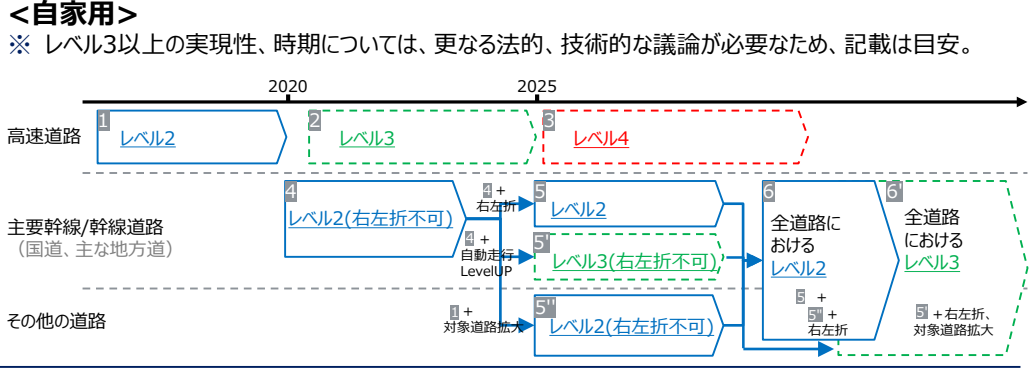


1.はじめに（自動走行ビジネス検討会について）

- 自動走行分野において世界をリードし、社会課題の解決に貢献するため、経産省製造産業局長と国交省自動車局長の検討会として2015年2月に設置。産学官オールジャパンで検討が必要な取組として、①一般車両の自動走行等の将来像を明確化、②協調領域を特定、③国際的なルール（基準、標準）づくりに戦略的に対応する体制の整備、④産学連携促進に向けた議論を行い、「自動走行の実現に向けた取組方針」（2017年3月）を公表。
- 2017年度は、**これまでの研究開発の成果を活用した安全性の評価方法の在り方等について検討し、協調領域を深化・拡充。**

2.一般車両における自動走行（レベル2, 3, 4）の将来像



3.競争・協調領域の戦略的切り分け(取組方針)

協調分野	実現したい姿・取組方針
I. 地図	自車位置推定、認識性能を高めるため、高精度地図の市場化時期に即した迅速な整備を目指す。 一般道路特定地域の実証を通して方針を決定する方向性を2017年度提示。2019年度中に特定地域での仕様検証・評価を終え、2021年までに整備地域の拡大方針を決定。 加えて、国際展開、自動図化等によるコスト低減を引き続き推進していく。
II. 通信インフラ	高度な自動走行を早期に実現するために、自律した車両の技術だけでなく、通信インフラ技術と連携して安全性向上を目指す。 2017年度にユースケースを設定し、適応インフラ、実証場所を決定。関連団体と連携し2018年度に仕様・設計要件を設定し、遅くとも2019年中に特定地域において必要となるインフラ整備を行い、実証実験を開始することが必要。
III. IV. 認識・判断技術	海外動向に鑑み、最低限満たすべき性能基準とその試験方法を順次確立。また、開発効率を向上させるため、データベース整備、試験設備や評価環境の戦略的協調を目指す。 センシング、ドライブレコーダー、運転行動や交通事故データの活用を推進していく。
V. 人間工学	開発効率を向上させるため、開発・評価基盤の共通化を目指す。 運転者の生理・行動指標、運転者モニタリングシステムの基本構想を2017年度に確立。2017-18年度の大規模実証実験の検証を踏まえて、グローバル展開を視野に各種要件等の国際標準化を推進していく。
VI. セーフティ	開発効率を向上させるため、開発・評価方法の共通化を目指す。 ユースケース・シナリオ策定を実施しセンサー目標性能の導出、設計要件の抽出を完了し、2017年度に国際標準化提案。車両システムの故障時、性能限界時、ミスユース時の評価方法を確立していく。
VII. サイバーセキュリティ	開発効率を向上させるため、開発・評価方法の共通化を目指す。 最低限満たすべき水準を設定し国際標準提案、業界ガイドラインの策定を2017年度に実施。2019年度までに評価環境（テストベッド）の実用化するとともに、今後、情報共有体制の強化やサイバーセキュリティフレームワークの検討を進める。
VIII. ソフトウェア人材	開発の核となるサイバーセキュリティを含むソフトウェア人材の不足解消に向け、発掘・確保・育成の推進を目指す。 ソフトウェアのスキル分類・整理や発掘・確保・育成に係る調査を2017年度に実施。2018年度はスキル標準策定等を推進。サイバーセキュリティは2017年度に講座を実施。今後は人材の必要性や職の魅力を業界協調で発信する取組を検討する。
IX. 社会受容性	自動走行の効用とリスクを示した上で、国民のニーズに即したシステム開発を進め、社会実装に必要な環境の整備を目指す。その実現に向け、制度整備大綱をとりまとめるとともに 自動走行の効用を提示、普及の前提となる責任論を整理し、状況を継続的に発信する。
X. 安全性評価	これまで自動走行ビジネス検討会等を通して開発した技術を活用した安全性評価技術の構築を目指す。我が国の交通環境がわかるシナリオを協調して作成するとともに、国際的な議論に活用していく。また、今後発生する事故に関するデータについて、取り扱いを検討し、安全性評価へ活用していく。

4.実証プロジェクト

- 2020～2030年頃の実現が期待される自動走行のプロジェクト。
- (1) 隊列走行
- (2) ラストマイル自動走行
- (3) 自動パーレーパーキング
- ※ 経産省・国交省PJのみ記載

5.ルール（基準・標準）への戦略的取組

- 基準、標準の連携の場として、自動運転基準化研究所を活用した取組を推進。
- 日本自動車工業会から「戦略的標準化領域と重点テーマ」の提示。人材や予算といったリソース確保を加速。

6.産学連携の促進

- 多種多様な人材を擁する大学との連携促進が必要。
- 「協調領域」の受け皿となる学の体制を確立する議論を開始。
- 共同研究規模の拡大に向け、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を提示。